

令和4年度からの野外炊飯の研修指導員について

令和4年度からの野外炊飯の際に指導員が必要な場合、指導員一人当たり4,000円の指導料が必要となりました。野外炊飯を実施する際、指導員による指導が必要か必要ではないか、申込用紙に示していただきます。

指導員を必要としない場合には、野外炊飯開始前の全体説明・物品の受け渡し、また野外炊飯終了後の調理器具の返却の際の点検・炊飯棟の清掃確認は、当施設職員が出向き確認させていただきます。その場合は、指導料は必要としません。

1. 野外炊飯の際の指導のやり方についての比較

	指導員を依頼する場合	指導員を依頼しない場合
野外炊飯 開始前	食材を売店に取りに行く（各班最低1名が全員そろって）。薪を各班（もしくはまとめてリアカーで）運んでもらいます。	食材を売店に取りに行く（各班最低1名が全員そろって）。薪を各班（もしくはまとめてリアカーで）運んでもらいます。
野外炊飯 開始時	ご希望により全体説明を行います	簡単な全体説明（A～C棟、D～F棟、自炊棟の3つに分けて）を行います。場合により「からまつホール」前でまとめて実施します。
調理器具等の 受け渡し	指導員の立ち会の下、各班2人ずつ野外炊飯倉庫に来ていただき、班の分のコンテナを持って行ってもらいます。	全体説明終了後、職員の立会の下、各班2人ずつ野外炊飯倉庫に来ていただき、班の分のコンテナを持って行ってもらいます。
野外炊飯中の 指導	指導員が炊飯棟もしくは炊飯倉庫付近に常駐し、必要に応じて指導をします。	器具の受け渡し後、炊飯棟を簡単に見回った後、職員は事務室へ戻ります。野外炊飯の指導は団体でお願いします。
食事終了から 片付けについて	指導員が炊飯棟もしくは炊飯倉庫付近にいます、必要に応じて指導をします。片付けが終わりそうな頃、声がけしてください。	片付けが終わる少し前（10分くらい前）に、団体の代表者に無線を事務室まで入れてもらい、連絡を受け、職員が炊飯棟にあがります。
調理器具の点検	指導員の指示の下、炊飯棟もしくは野外炊飯倉庫で羽釜・鍋・調理器具等の点検を行い、点検終了後炊飯倉庫の棚にコンテナを返却してもらいます。	職員が炊飯棟で調理器具の点検を行うので、コンテナは倉庫に返さず、羽釜と鍋を出した状態で各班の調理台に置いておいてください。自然の家職員の確認が終了した班から、炊飯倉庫に返してもらいます。
野外炊飯棟の確認	最後に確認します。	最後に確認します。

2. 研修指導員を依頼する場合の適正人数・指導料

指導員の適正人数

- ・A～C棟（D～F棟） うち1棟利用 …… 1人
- うち2棟利用 …… 1人 or 2人
- 3棟すべて利用 …… 2人 or 3人
- ・自炊棟 1人

（例）炊飯棟全て（A～F棟、自炊棟）利用する場合

A～C棟 …… 2人 or 3人	}	計5人～7人
D～F棟 …… 2人 or 3人		
自炊棟 …… 1人		

※ 指導員が手配できない場合は、予定より少ない人数で実施するようお願いすることもあります。

一人当たりの指導料

指導員1人あたり4,000円

例) 上記の2の(例)の場合、20,000円(5人)～28,000円(7人)